

原油・原材料高騰等緊急対策資金利子補給補助金交付要綱（リアルタイム方式）

（趣旨）

第1条 この要綱は、県内に事業所等を有する中小企業者の経営の安定を図るため、予算の範囲内において原油・原材料高騰等緊急対策資金利子補給補助金（以下「補給金」という。）を交付することについて、栃木県補助金等交付規則（昭和33年栃木県規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 補給金の交付を受けることができる者は、原油・原材料高騰等緊急対策資金（以下「当該制度融資」という。）を実行し、当該制度融資に係る利子補給について、事業者から利子を徴収せず知事から事後補給を受ける（いわゆるリアルタイム方式で利子補給を行う）取扱金融機関とする。

（補給金交付の対象となる貸付）

第3条 補給金交付の対象となる貸付は、当該制度融資の貸付のうち、令和4年9月1日以降に保証申込が受け付けられ、令和5年3月31日までに融資実行されたものとする。

（交付対象経費）

第4条 補給金の額は、毎年1月1日から12月末日までの当該制度融資貸付の約定支払日における、支払うべき利息の合計とする（遅延損害金を除く。）。
2 利率は各金銭消費貸借契約で定める融資利率（責任共有制度対象は年率1.4%以内、責任共有制度対象外は年率1.2%以内）とする。
3 当該制度融資の貸付を受けた者が期限の利益を喪失した場合は、その日までの約定利子に限り、交付対象経費とする。
4 補給金を交付する期間は、当該制度融資実行日から1年後の応答月の約定日（融資実行時から起算して12か月分の約定利子）までとする。
5 補給金交付の対象となる当該制度融資の貸付に関して、前項に定める期間中に発生する約定利子については、金融機関は借受人から徴収せず、知事が交付する補給金をもって、これに充てるものとする。

（交付の申請）

第5条 補給金の交付を受けようとする取扱金融機関（以下「申請者」という。）は、補給対象期間における補給金について、交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を以下の書類を添付のうえ知事に提出しなければならない。

一 利子補給対象者一覧

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

2 前項の申請時期については、別に定めるものとする。

3 知事は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出をさせることが

できる。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条に基づく申請書の提出があったときには、当該申請書の内容を審査し、補給金を交付すべきものと認めたときは交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補給金の交付)

第7条 申請者は、補給金の交付の請求をする場合は、交付請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、交付請求書の提出があった場合には、速やかに申請者に対して補給金を交付するものとする。

(補給金の返還等)

第8条 知事は、申請者又は当該制度融資の貸付を受けた者が、次の各号にいずれかに該当したときは、補給金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 虚偽その他不正な手段により補給金の交付を受けたとき。
- 二 規則又はこの要綱に定める事項に違反したとき。

(書類の保存)

第9条 申請者は、本補助事業に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補給金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和4年8月3日）

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。